

清掃の要求水準

1 日常清掃の要求水準

(1) 定期清掃

- ア 開館日において、敷地を含めた施設、備品、用具等について、毎日若しくは週数日の定期清掃を行い、常に清潔な状態が維持されること。
- イ 開館前には、利用者が日常的に使用する範囲の定期清掃業務が完了していること。
なお、清掃箇所については、以下「日常清掃実施想定箇所」を参考にすること。
- ウ 清掃箇所及び清掃回数は、施設の機能、利用目的、利用頻度等に応じて適切かつ効率的に設定すること。

＜日常清掃実施想定箇所＞

※呼称は異なることがあるので留意すること。

- ・施設概要に示す各室
- ・玄関、風除室、ロビー、廊下、階段
- ・事務室、会議室、更衣室、ロッカ室、トイレ、ダイニングスペース、レストラン
- ・塵芥庫、駐車場

(2) 対応清掃

- ア 開館時間中、利用者その他の連絡等に応じて、清掃を行うこと。
- イ 利用者その他の連絡を受けた場合、速やかに業務に着手すること。

(3) 共通

- ア トイレの清掃時には、消耗品の交換を行うこと。
- イ 各々の清掃箇所に適した効果的な清掃を実施し、洗剤、剥離剤、樹脂ワックス等については、引火性、中毒性等の危険性に配慮がなされ、かつ清掃箇所の材質に適した品質良好なものを使用すること。
- ウ 撥発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。

2 計画清掃の要求水準

日常清掃のほかに、以下に掲げる項目について計画清掃を実施すること。

- ・窓ガラス清掃
 - ・その他（必要に応じた計画清掃）
- ア 計画清掃については、清掃計画を立て、休館日に当該計画に基づいた清掃を行うこと。
 - イ 撥発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。
 - ウ 清掃計画については、事前に本市の承認を得ること。

3 廃棄物収集処理の要求水準

- ア 廃棄物排出の抑制に努めるとともに、廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないこと。
- イ 廃棄物については、適切な分別及び効率的な収集を行い、また、廃棄物の性状・素材等に応じた適切な方法により処分すること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。